

令和3年6月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第1211号 発信者情報開示請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所令和2年(ワ)第14567号)

口頭弁論終結日 令和3年5月11日

判 決

東京都品川区東五反田一丁目2番38号

控 訴 人 幸 福 の 科 学

同代表者代表役員 大 川 隆 法

同訴訟代理人弁護士 佐 藤 悠 人

同 水 谷 共 宏

同 近 藤 弘 成

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

被 控 訴 人 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ
株式会社

同代表者代表取締役 丸 岡 亨

同訴訟代理人弁護士 五 島 丈 裕

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、原判決別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要等

(以下において略称を用いるときは、原判決に同じ。)

1 本件事案の概要は、原判決2頁3行目末尾に行を改めて以下のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」第2の柱書に記載のとおりであるから、これを引用する。

「原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が、これを不服として控訴した。」

2 「前提事実」並びに「争点及び当事者の主張」は、以下のとおり補正し、後記3を加えるほかは、原判決「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3頁8行目の「IPアドレス及びタイムスタンプのうち」を「IPアドレス及びタイムスタンプのうち令和2年4月26日正午（日本時間）以降のログインに係るもので、」に改める。

3 当事者の当審における補充主張

(1) 控訴人

ア インターネット上に掲載された記事等であっても、一般の閲覧者がおよそ信用性がないと認識するとまではいえない場合には、その記事等による社会的評価の低下を認めるべきであるから（最高裁平成22年（受）第1529号同24年3月23日第二小法廷判決・裁判集民事240号149頁参照）、本件においても、一般の閲覧者が「真実であると受け取ることが明らかである」ことまでは要しない。

発信者情報開示の要件である権利侵害の明白性（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項1号）について、通常の損害賠償請求訴訟よりも名誉毀損が認められる要件を加重するものと解することは、名誉権を侵害された被害者の権利行使の機会を奪い、発信者情報開示制度を設けた趣旨に反する。

特に、ツイッターという、リツイートによる情報拡散が容易になされる

表現手段においては、真偽不明であっても真実かも知れないとの印象を受けた閲覧者により虚偽の風説が広まり、対象者の社会的評価の低下につながるという実情を考慮すべきである。

5 イ 本件投稿記事の一般の閲覧者には、内部事情に通じていることを装った投稿であれば、明確な根拠が示されていなくとも、真実である可能性があると受け止める者が多数存在する。

10 本件投稿者は、平成24年から平成29年3月まで、本件アカウントの名称とほぼ同じ「エル・バカターレ」と称するアカウントを用い、控訴人の「代表地区長」であったとして「地方本部長」とのやりとりをツイッターに投稿したり、現役信者を名乗って控訴人を批判するブログを運営するなどしていた者であった。そのため、一般の閲覧者からみて、本件投稿者が控訴人の内部事情に通じ、何らかの根拠に基づいて投稿していると信頼させる状況にあり、実際、そのように信頼した閲覧者からの投稿もなされている。

15 ウ 本件投稿者のアカウント名や本件各記事の表現は、一般の閲覧者からみて、内部情報に通じた者による、控訴人を揶揄又は批判する表現として理解されるものである。

(2) 被控訴人

20 ア 控訴人が指摘する過去の投稿やブログ記事は、本件各記事の投稿者によるものか否か不明である上、2年余り前の記事であり、本件各記事の一般の閲覧者が閲覧しているかも不明である。

イ その他、控訴人の主張は否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

25 1 当裁判所は、本件各記事に係る発信者情報の開示を求める控訴人の請求を認容すべきものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 争点(1) (被控訴人の保有する本件発信者情報が「当該権利の侵害に係る発信者

情報」に該当し、被控訴人が「開示関係役務提供者」に該当するか) について

被控訴人は、本件発信者情報は、ログイン時の特定電気通信から把握される発信者情報であって、本件各記事の投稿時のものではないから、プロバイダ責任制限法4条1項所定の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たらず、それを保有する被控訴人も同項所定の「開示関係役務提供者」に当たらない旨主張する。

しかし、証拠(甲2, 3, 乙1)及び弁論の全趣旨によれば、本件各記事の投稿者が使用した本件アカウントのログインは、本件各記事が投稿された直近の日時から本件各ログイン日時までの約1か月間、32回にわたりなされているが、ツイッター・インクが保有するそれらのログイン時のIPアドレスはいずれも同一と認められる上、そのIPアドレスを割り当てられた本件契約者は、本件各記事を投稿した事実を自認していることが認められる。

したがって、本件発信者情報は、本件各記事の投稿に係る発信者情報であって、「権利の侵害に係る発信者情報」に該当することは明らかであり、それを保有する被控訴人は「開示関係役務提供者」に当たる。

3 争点(2)(本件各記事の投稿によって控訴人の名誉が侵害されたことが明らかであるか) について

(1) 本件各記事の意味内容を、その一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として判断すると、「控訴人の職員数名が新型コロナウイルスに感染し、控訴人の施設『求道館』において、感染を理由に3か月の強制労働又は反省行を強いられている。」との事実を適示するものと理解されるのが通常であるといえるから、本件各記事は、控訴人の社会的評価を低下させるものと認められる。

(2) これに対し、被控訴人は、①一般の閲覧者は、ツイッターに根拠のない記事を投稿する者がいることを当然に理解しているし、②本件各記事には具体的な根拠の記載がなく、一見してふざけたものと考えられる表現が用いられ

ていることから、一般の閲覧者は根拠のないふざけた投稿と読むのが通常であり、それを真実と受け止めることはないから、本件各記事が控訴人の社会的評価を低下させるものとはいえない旨主張する。

5
しかし、ツイッターの投稿であるからといって、それ自体から、その一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものではない。むしろ、本件各記事は、控訴人の具体的な施設名が郵便番号・住所地とともに記載されており、全体として、何らかの内部情報を入手した者の投稿と窺わせる内容であること、特に、本件各記事が投稿された当時、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が最初に発令されて間もない時期で、未だ同感染症についての情報が乏しい一方、多くの者が同感染症に係る情報に敏感になりやすい時期であったこと（当裁判所に顕著な事実）を考慮すると、一般の閲覧者も、本件各記事の摘示事実₁₀に幾分か₁₅の真実が含まれていると考えるのが通常であるということができ、本件各記事により控訴人の社会的評価が低下させられる危険性が生ずることを否定することはできない。

また、本件アカウントの「エル・バカターレ_8」との名称や、本件各記事において「裏広報局」、関西弁風の語調等、ふざけていると受け取れる表現が用いられていることについても、対象者を揶揄しながら批判する表現手法として理解可能であり、一般の閲覧者からみて、およそ信用に値しないふざけた投稿であると理解されるとはいえない。

20
(3) 次に、違法性阻却事由の存在を窺わせる事情の存否について検討する。

事実の適示による名誉棄損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合には、適示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為には違法性がなく、不法行為が成立しない。

25
しかしながら、本件契約者の回答内容（乙1）その他本件各証拠によっても、本件各記事の摘示事実が真実であることを窺わせる事情は認められない。被控

5 訴人は、本件契約者はインターネット上に投稿された動画における、控訴人代表者の長男であり元教団理事長である大川宏洋の発言内容を投稿したものであるとの本件発信者の回答内容を指摘し、本件各記事の摘示事実は真実である旨主張するが、上記投稿された動画の実際の内容も証拠上不明であり、控訴人の主張は採用できない。

(4) 以上によれば、本件各記事は、控訴人の社会的評価を低下させるものであり、違法性阻却事由の存在を窺わせる事情は存在しないというべきであるから、本件各記事の投稿により控訴人の名誉が侵害されたことは明らかであると認められる。

10 4 争点3（控訴人に本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか）について

弁論の全趣旨によれば、控訴人は、本件各記事の投稿者である本件契約者に対し、名誉権侵害の不法行為に基づく損害賠償の請求を予定しており、そのために、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると認められる。

15 第4 結論

よって、控訴人の請求は理由があるから認容すべきところ、これと異なる原判決は相当でなく、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上で、控訴人の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

20 東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

鹿子木 康 

25 裁判官

大西 勝滋 

裁判官

頼 晋 一 

5